

令和3年11月26日

茨城県議会議長 常井洋治 殿

茨城県議会改革推進会議
座長 小川一成

茨城県議会の改革について(二次答申)

令和3年3月24日に本推進会議に諮問があった項目のうち「茨城県議会基本条例の見直し」については、改正条例案を別添のとおり答申いたします。

茨城県議会基本条例の一部を改正する条例（案）

茨城県議会基本条例（平成 24 年茨城県条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条」を「第 11 条の 2」に、「議会改革」を「議会改革等」に、「第 29 条」を「第 29 条の 2」に改める。

【第 11 条の 2】 一次答申：災害等の発生時における議会の対応

第 4 条第 6 号を削る。

第 6 条第 4 項中「前各項」を「前 3 項」に改める。

第 2 章に次の 1 条を加える。

（災害等への対応）

第 11 条の 2 議会は、県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害その他非常の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うことその他議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。

2 議会は、前項の対応を協議するため、議員で構成する災害等対策会議を設置するものとする。

3 議会は、災害等が発生した場合における活動の方針を策定するものとする。

4 議員は、災害等が発生した場合は、緊急的な調査活動を行うことその他地域の状況に応じた必要な対応を行うものとする。

第 13 条第 5 号を削る。

【第 19 条】 一次答申：議会活動への県民参画の推進と主権者意識の醸成

第 19 条に次の 1 項を加える。

4 議会は、議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努めるものとする。

【第 25 条】 一次答申：議会の監視機能等の強化

第 25 条第 1 項中「場合」を「とき」に、「説明するよう努める」を「説明する」に改め、同項第 2 号中「基本計画等の」を「基本計画、県民生活に重要な影響を及ぼすような条例その他の」に改め、同条第 2 項中「県政に係る基本計画等」を「予算の調製及び前項第 2 号」に、「若しくは」を「又は」に、「政策提言」を「政策立案等」に改める。

【第 29 条の 2】 一次答申：ICT 技術の活用

「第 6 章 議会改革」を「第 6 章 議会改革等」に改める。

第 6 章に次の 1 条を加える。

（情報通信技術の活用）

第 29 条の 2 議会は、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の充実を図るものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

茨城県議会基本条例（平成24年茨城県条例第90号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>（中略）</p> <p>第2章 議会の役割及び運営(第3条—<u>第11条の2</u>)</p> <p>（中略）</p> <p>第6章 議会改革等(第28条—<u>第29条の2</u>)</p> <p>（以下略）</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>（本会議及び委員会）</p> <p>第6条 ～ 3 （略）</p> <p>4 <u>前3項</u>に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の設置及び運営については、茨城県議会会議規則(昭和35年茨城県議会規則第1号)及び茨城県議会委員会条例(昭和35年茨城県条例第46号)の定めるところによる。</p> <p>5 （略）</p>	<p>目次</p> <p>（中略）</p> <p>第2章 議会の役割及び運営(第3条—<u>第11条</u>)</p> <p>（中略）</p> <p>第6章 議会改革__ (第28条・<u>第29条</u>)</p> <p>（以下略）</p> <p>（議会の役割）</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。</u></p> <p>（本会議及び委員会）</p> <p>第6条 ～ 3 （略）</p> <p>4 <u>前各項</u>に定めるもののほか、本会議の運営並びに委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の設置及び運営については、茨城県議会会議規則(昭和35年茨城県議会規則第1号)及び茨城県議会委員会条例(昭和35年茨城県条例第46号)の定めるところによる。</p> <p>5 （略）</p>

改正案	現行
<p>(議会への説明等)</p> <p>第 25 条 知事等は、次に掲げるときは、議会に対し、事前にその内容を説明する_____ものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画、<u>県民生活に重要な影響を及ぼすような条例その他の重要な政策又は施策について</u>、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、<u>予算の調製及び前項第 2 号の_____重要な政策又は施策の作成又は_____変更</u>に当たっては、これらに関連する議会の<u>政策立案等</u>の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>第 6 章 議会改革等</p> <p><u>(情報通信技術の活用)</u></p> <p>第 29 条の 2 <u>議会は、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の充実を図るものとする。</u></p>	<p>(議会への説明等)</p> <p>第 25 条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、事前にその内容を説明する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画等_____の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、_____<u>県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策の作成若しくは変更</u>に当たっては、これらに関連する議会の<u>政策提言</u>の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>第 6 章 議会改革__</p> <p>(新設)</p>